

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 7 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第56号**

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第63号）の施行期日は、平成24年10月1日とする。